

令和2年(2020年)6月12日付け
経済産業大臣宛て

本事業は、天塩郡豊富町の約346.6haを対象事業実施区域に、出力30,000kW(単機出力4,200kW、全高143.5m、ローター直径117mの風力発電機8基)の風力発電所を設置する計画である。

対象事業実施区域の周辺には住居が存在しており、本事業の実施により、騒音や風車の影による生活環境への影響が懸念される。また、対象事業実施区域及びその周辺では希少猛禽類等の重要な鳥類の生息やガンカモ類の渡りが確認されているほか、当該区域近傍でチュウヒの営巣が確認されるなど、これらの鳥類の繁殖等への影響が懸念される。さらに、対象事業実施区域の大部分は牧草地であるが、当該区域及びその周辺ではエゾナミキソウなどの重要な植物種やヨシクラスなどの自然度の高い植生が確認されており、こうした重要な植物種及び重要な植物群落への影響が懸念される。加えて、対象事業実施区域の周辺には、他事業者が計画している風力発電事業が複数あることから、これらとの累積的な影響も懸念される。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に真摯に対応すること。

1 総括的事項

(1) 準備書における環境影響評価の妥当性について

本準備書において事業者は、環境影響評価項目のほぼ全般にわたり、環境影響は実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価している。

しかしながら、2の個別的事項で示すとおり、予測及び評価の科学的根拠が示されていない項目や、環境保全措置の検討が十分とはいえない項目が散見され、環境保全措置が適切ではない項目については、事業の実施により重大な環境影響が生ずるおそれがあるほか、科学的根拠に基づく適切な予測及び評価を行っていない項目については、環境影響を回避又は低減できるとする評価の妥当性が確認できない内容となっている。

このため、複数の専門家等からの科学的知見の聴取を含め、科学的根拠を示した上で予測及び評価を行い、その結果に基づき風車の位置を変更するなど、重大な環境影響を回避又は低減するための適切な環境保全措置を検討すること。また、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、確実に環境影響を回避又は低減できるよう、事業の規模を縮小するなど、事業計画の見直しを行うこと。なお、環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減のための措置を最優先とし代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(2) 累積的影響について

対象事業実施区域の周辺には、他事業者が計画している風力発電事業が複数あり、本事業との累積的影響が生じるおそれがあるにもかかわらず、本準備書では、他事業の風力発電施設の配置や工事の実施時期が確定しておらず、明確な予測条件が入手できないという理由で、累積的影響の予測及び評価が行われていない。

しかし、これらの計画は環境影響評価準備書又は評価書の手続きを終了しており、具体的な計画が公表されていることから、これらの情報を入手するなどして、累積的な影響の予測及び評価を実施すること。また、その結果、重大な環境影響が生じると予測された場合は、追加的な環境保全措

置を講ずるなどして影響を回避又は十分に低減すること。

(3) 評価書の作成に当たっての留意事項について

評価書の作成に当たっては、予測及び評価の根拠並びに環境保全措置の検討経過を遺漏なく具体的に記載するとともに、一般に分かりやすい図書となるよう努めること。

(4) 地域住民等との相互理解の促進について

本事業については、施設の稼働に伴う健康被害や住民説明会の開催方法の不備に関する意見等が認められている。このため、これらの意見を十分に踏まえ、地域住民等の不安が払拭されるよう、情報提供や意見等聴取の機会を積極的に設けるとともに、疑問等に対しては丁寧かつ分かりやすく説明し、また、意見等に対しては誠意を持って対応するなどにより、地域住民等との相互理解の促進に努めること。

(5) 準備書の公開について

本準備書については、縦覧期間は終了しているものの、住民等との相互理解の促進などの観点から、評価書の縦覧期間が終了するまで事業者のホームページに掲載するなど、継続した公開に努めること。

2 個別的事項

(1) 風車の影

対象事業実施区域周辺の住居において、海外のガイドラインの指針値を超える時間で風車の影による影響が及ぶと予測されている。このため、当該ガイドラインの指針値を踏まえ、影響が回避又は十分低減されるよう、風車の配置の見直しや稼働制限などの適切な環境保全措置を講ずること。

(2) 動物

ア コウモリ類については、風況観測塔及び樹木にバットディテクターを設置し、音声モニタリング調査を実施しているが、ブレード回転域の高度における重要な種の飛翔状況を十分に捕捉できたとする根拠が示されていないことから、その科学的根拠を明らかにすること。また、それが出来ない場合は、対象事業実施区域及びその周辺におけるコウモリ類の生息状況に詳しい専門家等の意見を聴いた上で、改めて調査、予測及び評価を実施すること。

イ オジロワシについては、風力発電施設の周辺に迂回可能な空間が確保されていることから、ブレード・タワー等への接近・接触による影響は小さいものと予測しているが、予測衝突数は、本事業の稼働期間を20年とすると最大で12羽にのぼり、他事業と比較しても著しく多い。このため、専門家等の意見を聴いた上で影響が回避又は十分低減されるよう風車配置を再検討するなど、適切な環境保全措置を講ずること。

ウ 対象事業実施区域内で営巣が確認されたチュウヒへの影響について、工事の実施に伴う騒音により変更区域周辺に生息している個体の逃避等が考えられるが、猛禽類は騒音に対しすぐ馴れを起しあまり反応しなくなるという傾向を示唆する結果が得られていること等を理由に影響は小さいと予測している。しかし、チュウヒが騒音に対し馴れを起さずと判断できる十分な根拠が示されていないこと、営巣地から変更区域や工事車両の走行ルートまでの離隔が十分とはいえないこと、風車の設置工事とチュウヒの営巣時期が重なることなどから、営巣放棄などの著しい影響が懸念される。このため、チュウヒの営巣への影響の確実な回避又は低減が可能な環境保全措置を最優先に、改めて検討し直すこと。また、チュウヒの営巣状況等を確認するための事後調査に

当たっては、工事による影響や環境保全措置の効果について特に慎重を期すために専門家等の意見を聴きながら随時確認を行い、その結果を踏まえ、影響が回避又は十分に低減されるよう必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずること。

エ バードストライク及びバットストライクに関する事後調査については、その手法が具体的に示されておらず妥当性が確認できないものとなっている。このため、事後調査の手法について、その妥当性を示す科学的根拠を含めて評価書に記載すること。

なお、事後調査の手法は、死骸の見落としや他の動物の持ち去りによる過小評価を回避するため、専門家等からの意見や国が示す技術情報等を踏まえ、十分な頻度で複数年の調査とするとともに、発見死骸数に補正を施すモデル等を採用するなどして、その妥当性を確保すること。また、調査の結果、重大な影響が確認された場合は、渡り個体が多く見られる時期に風車の停止期間を設けることや、コウモリ類に配慮してフェザーモードを設定することなど、稼働制限を含む環境保全措置の実施について検討すること。

オ ブレードが回転することにより出現する球状の衝突危険空域は、宗谷地域に集中する他の風力発電事業と連続することで長大な障壁空間となる。そのことによってもたらされる鳥類のバードストライクの増加や忌避反応による生息地の減少、変更、消失及び飛翔ルートの変更によるエネルギーロスなど、生息環境の変化等を通じて鳥類に累積的な影響が及ぶことが懸念される。

このため、本事業に係る調査結果のみならず、他の風力発電所でのバードストライクの事例や回避行動などのデータはもとより、宗谷地域における他事業者の風力発電事業に係る環境影響評価の情報や先行事業者が設置する協議会での検討結果を入手した上で、専門家等から助言を得ながらそれらの累積的な影響について、改めて調査、予測及び評価を実施すること。

(3) 生態系

ア 事業実施区域周辺で繁殖している個体が通年で採餌等に利用していることを理由にオジロワシを上位性注目種として選定している一方で、対象事業実施区域及びその周辺は採餌環境としての重要性が低いという矛盾した調査結果が示されており、本種を選定した妥当性を確認できない。

このため、上位性注目種の再検討も含め、改めて適切な方法で調査、予測及び評価を行うこと。

イ 対象事業実施区域及びその周辺には既に侵略性の高い外来植物が生育しており、本事業の実施に伴うそれらの分布域の拡大により、重要な動植物種や生態系への影響が懸念されることから、実効性のある拡散防止策を講ずるとともに、その効果を確認しながら、必要に応じてさらなる対策を実施すること。